



パラメータ特許の「設計図」

充足論の罨を突破する、防衛的ハードコード戦略と5つの絶対原則

[TARGET]

知財部員

弁理士

R&Dマネージャー

発明者

パラメータ発明に潜む「構造的欠陥」

価値

新たな機能や特性を定義する不可欠な手段。



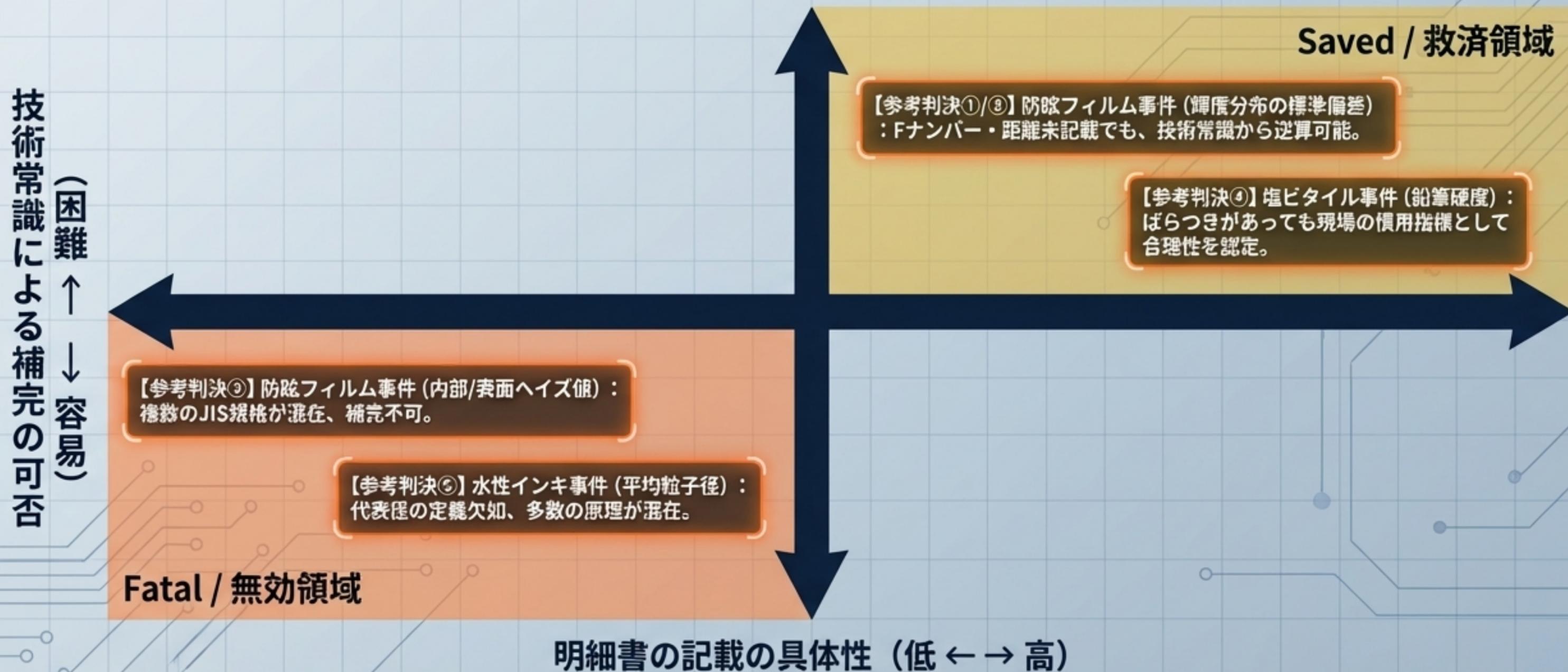
リスク

法第36条第6項第2号（明確性要件）。測定方法が不明確な場合、技術的範囲の外縁が崩壊する。

「第三者に不測の不利益をもたらす危険性」

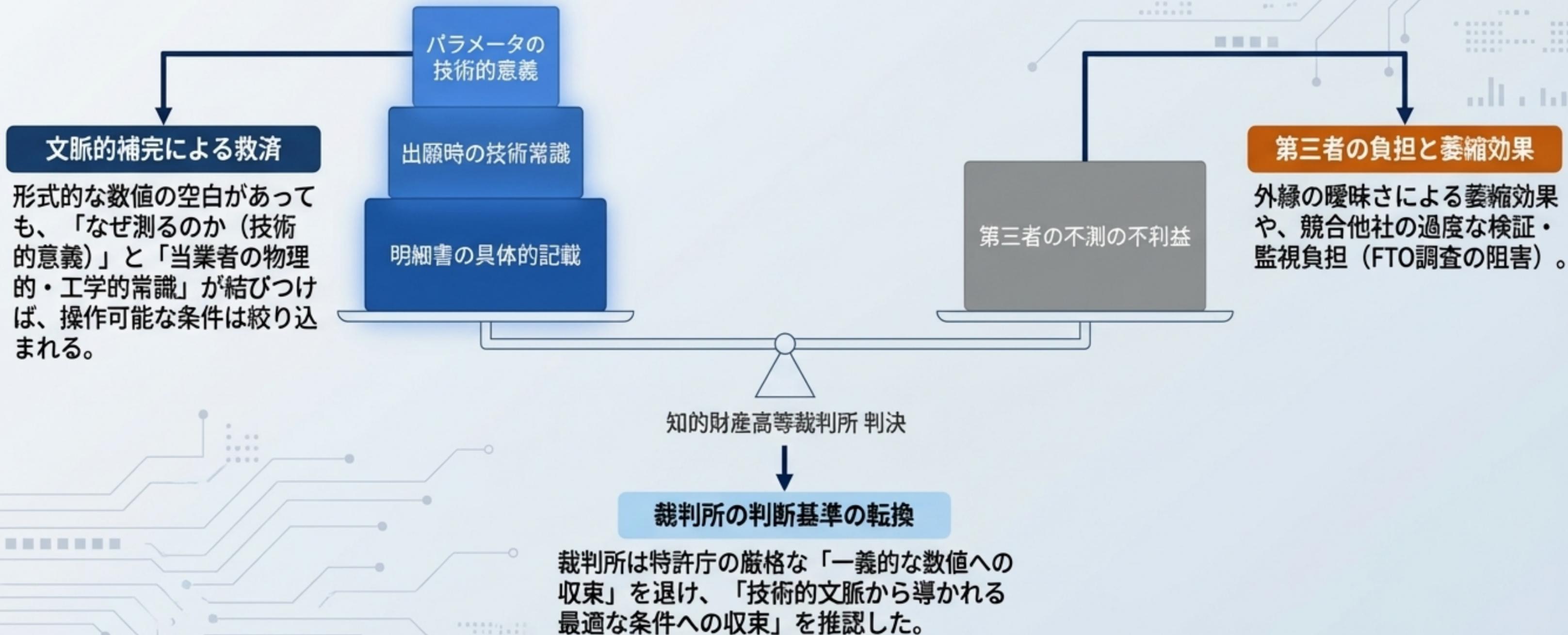
測定方法の記載不備が、特許の有効性と権利行使を根本から左右する。

現状分析：知財高裁における明確性判断の二極化

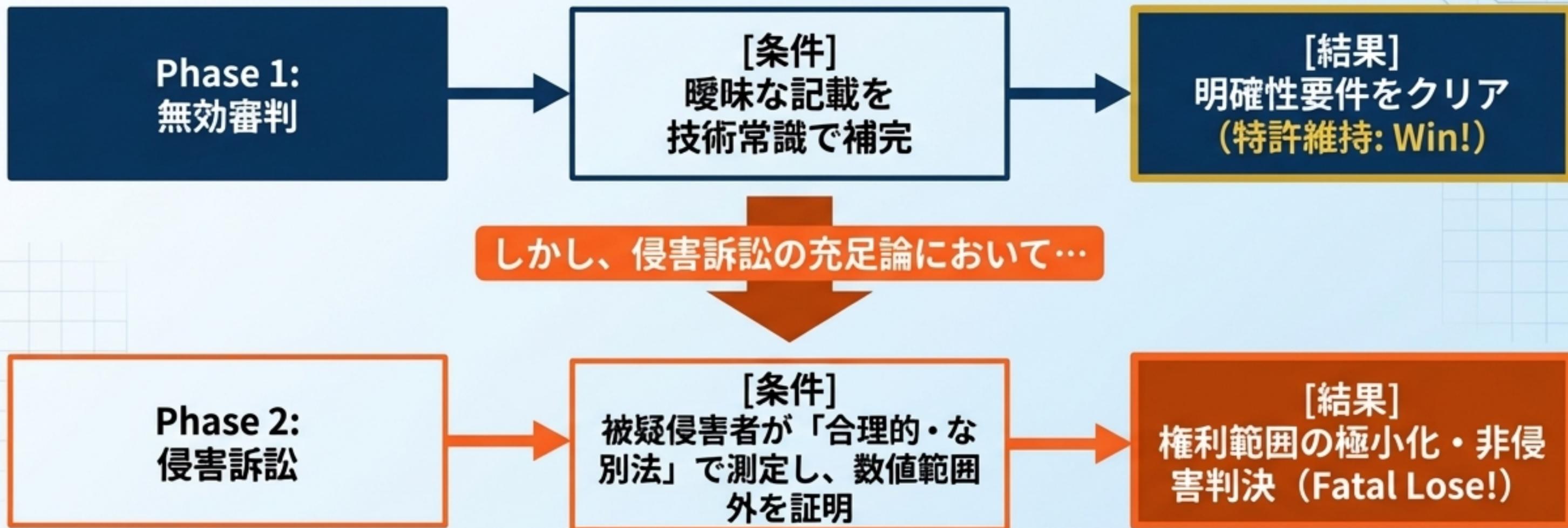


知財高裁の判断は「致命傷 (厳格)」と「救済 (柔軟)」の2つの系譜に完全に分断されている。

司法のメカニズム：文脈的救済はいかにして起こるか



最大のパラドックス：「ピュロスの勝利」



“

「従来より知られたいずれの方法によっ
て測定しても数値を充足する場合でない
限り、特許権侵害にはならない」

防衛的かつ戦略的なパラダイムシフト

破棄すべき思考（旧パラダイム）

- × 司法の「文脈的救済」への依存
- × 「当業者の技術常識」による事後的な補完への期待
- × どの程度のばらつきなら無効を免れるかという消極的議論

採用すべき戦略（新パラダイム）

- プロトコルの「ハードコード」
- 審査官や将来の被告が一義的に確定できるレベルの明細書起草
- 将来の充足論を見据えた、外的要因の完全なコントロール

Rule 1: 標準規格の完全なロックイン

Before (曖昧な記載)

測定は、JIS K7105に準拠して
行った。



バージョンは？
測定アプローチの
選択は？ 規格
改訂リスクあり
(致命傷)。

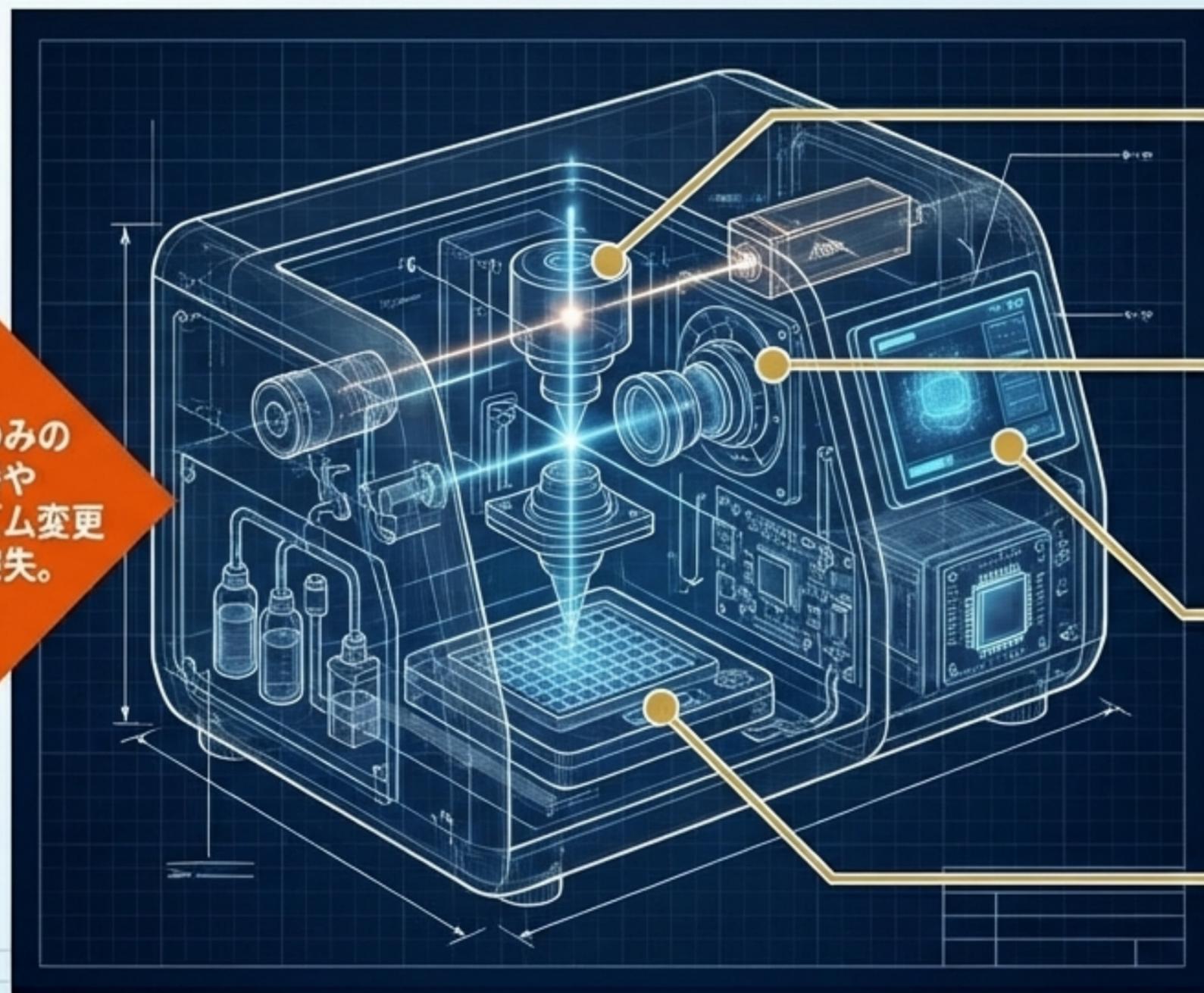
After (ハードコード化)

測定は、JIS K7105:1981 (発行年)
における、条件A (選択条件)、
変更点〇〇 (前処理) にて行った。



規格の「バージョンニング」と、特殊性に基づく「変更条件・前処理」を漏れなく記述し、事後的な変動リスクを完全に遮断せよ。

Rule 2: カスタム・特定機器の「脱ブラックボックス化」



村上色彩技術研究所
HR-100

NG: 型番のみの
記号。廃番や
アルゴリズム変更
で再現性喪失。

1. 測定原理:
物理法則 (光散乱法など)

2. ハードウェア設定:
光源の波長、受光素子の
配置

3. ソフトウェア処理:
等体積球相当径への
換算アルゴリズム

4. 物理的プロセス:
サンプル取得方法、
洗浄・乾燥条件、
テンション保持方法

型番への依存は捨てる。実験手順書レベルの物理的プロセスを展開せよ。

Rule 3: 「技術的意義」の徹底的言語化（究極のフェイルセーフ）

Core Concept: なぜその数値を測定するのか？

目的論的記載

「このパラメータは、本発明における〇〇（例：コントラストの忠実な再現、ギラツキ低減）を適切に評価するための指標である」

メカニズムの記載

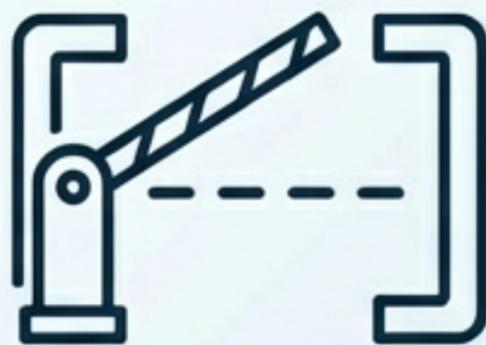
「上限を超えると分散不良が生じ、下限を下回ると意図した光学的機能が失われる」

数値に疑義が生じた際、
「不具合を最も正確に捉えられる測定条件」を
逆算させるための強力な法解釈の指針となる。

Rule 4: 境界条件の確定と「クローズド」な定義

Risk: 測定誤差やばらつきは物理世界で不可避。放置すれば明確性要件違反の標的となる。

オープンエンドな表現 (厳禁)



「例えば○○法が挙げられる」



未知の測定方法を許容し、将来の非充足の反論を誘発する致命的ミス。

クローズドな断定的表現 (必須)



1. 独自の辞書的定義: 「本発明における○○とは、XXを意味する」と定義づける。

2. 統計的処理の指定: 複数回測定の場合、「最大値」「最小値」「算術平均値」「中央値」のいずれかを明示。

3. 一義的定義: 必ず「一義的に定義する」という断定的表現を使用。

Rule 5: 実施可能要件・サポート要件との連動設計



Drafting Strategy : 製造変数の操作: 「どの製造プロセスを調整すれば、目的のパラメータがどう変動するか」を成功例・比較例とともに豊富に開示する。

結論：鉄壁のパラメータ特許網構築に向けて

測定方法の記載は単なる実験レポートの転記ではない。
将来の無効審判と侵害訴訟を予期した
「極めて高度な法律文書の起草作業」である。



司法の文脈的救済や
柔軟なアプローチに甘んじる



すべての測定プロトコルを
明細書にハードコードする

このパラダイムシフトによってのみ、「強力かつ予測可能な排他権」を確立できる。
自社の明細書作成マニュアルを、今すぐ見直す時である。